

## 夫婦別姓訴訟最高裁判決に関する声明

最高裁判所（裁判長・寺田逸郎長官）は12月16日、夫婦同姓を定めた民法の規定を違憲と判断せず、上告を棄却しました。

最高裁が、「氏の変更を強制されない自由」を人格権として認めなかっただけでなく、婚姻改姓した側の不利益を認めながら「この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と、国会に委ねたことに深く失望しています。

また、原告が、通称使用には限界があるため、選択的夫婦別姓制度が必要であると強く訴えてきたにもかかわらず、改姓による不都合は「旧姓の通称使用が広がることで緩和される」として、「合憲」の根拠としたことは看過できません。

選択的夫婦別姓制が実現しないために法律婚ができない、あるいは旧姓を通称使用する当事者が、規定の違憲性や立法不作為の違法性を、憲法や条約に照らして人権問題として真正面から問いましたが、最高裁は人権の問題として捉えず、婚姻制度のあり方論にすり替えました。人権を守るという「司法の役割」の放棄にほかなりません。

婚外子相続分規定では、最高裁から「極めて違憲の疑いがある」と法改正を促されても、国会は違憲と判断されるまで法改正を怠ってきました。最高裁が立法不作為を助長させてきたことは明らかで、違憲判断しなければ国会が動かないことを承知の上で「合憲」としたことは極めて問題です。

判決では、裁判官15人のうち5人の裁判官が規定を違憲と判断し、うち1人の裁判官が立法不作為も違法と断罪しました。違憲としなかった10人の裁判官も、国会での議論を求めています。政府、国会が、これを重く受けとめ、法改正に向け活発に議論を行うよう強く求めます。